

1 (一般廃棄物最終処分場または管理型最終処分場設置者)

令和7年

事業者名	株式会社 サンケー興業
最終処分所在地	北広島市大曲775番地2
記入者	宮ヶ丁芳則
連絡先	011-888-0088

1 地下水等検査項目 単位:mg/で記載すること(ダイオキシン類はpg/)

	1回目		2回目	
	上流	下流		
採水日	令和 7年 6月25日	令和7年 6月25日		
カドミウム	0.0003mg/L未満	0.0003mg/L未満		
全シアン	0.1mg/L未満	0.1mg/L未満		
鉛	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満		
六価クロム	0.01mg/L未満	0.01mg/L未満		
砒素	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満		
総水銀	0.0005mg/L未満	0.0005mg/L未満		
アルキル水銀化合物	0.0005mg/L未満	0.0005mg/L未満		
ポリ塩化ビフェニル	0.0005mg/L未満	0.0005mg/L未満		
トリクロエチレン	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満		
テトラクロエチレン	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満		
ジクロロメタン	0.002mg/L未満	0.002mg/L未満		
四塩化炭素	0.0002mg/L未満	0.0002mg/L未満		
1,2-ジクロロエタン	0.0004mg/L未満	0.0004mg/L未満		
1,1-ジクロロエチレン	0.002mg/L未満	0.002mg/L未満		
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.004mg/L未満	0.004mg/L未満		
1,1,1-トリクロロエタン	0.01mg/L未満	0.01mg/L未満		
1,1,2-トリクロロエタン	0.0006mg/L未満	0.0006mg/L未満		
1,3-ジクロロプロパン	0.0002mg/L未満	0.0002mg/L未満		
チウラム	0.0006mg/L未満	0.0006mg/L未満		
シマジン	0.0003mg/L未満	0.0003mg/L未満		
チオベンカルブ	0.002mg/L未満	0.002mg/L未満		
ベンゼン	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満		
セレン	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満		
1,4-ジオキサン	0.005mg/L未満	0.005mg/L未満		
クロロエチレン	0.0002mg/L未満	0.0002mg/L未満		

2 電気伝導率又は塩化物イオン

	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目
採水日(上流)	令和7年1月24日	令和7年2月25日	令和7年3月25日	令和7年4月25日	令和7年5月26日	令和7年6月25日
電気伝導率(EC)	37.0ms/m	37.2 ms/m	28.0 ms/m	41.1 ms/m	44.9 ms/m	37.7ms/m
塩化物イオン(Cl)	40.0 mg/L	43.0 mg/L	34.0 mg/L	39.0 mg/L	40.0 mg/L	38.0mg/L
	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目
採水日(下流)	令和7年1月24日	令和7年2月25日	令和7年3月25日	令和7年4月25日	令和7年5月26日	令和7年6月25日
電気伝導率(EC)	積雪の為に中止	積雪の為に中止	積雪の為に中止	28.2 ms/m	44.8 ms/m	35.2ms/m
塩化物イオン(Cl)	積雪の為に中止	積雪の為に中止	積雪の為に中止	23.0mg/L	40.0 mg/L	22.0mg/L
	7回目	8回目	9回目	10回目	11回目	12回目
採水日(上流)	令和7年7月24日	令和7年8月 日	令和7年9月 日	令和7年10月 日	令和7年11月 日	令和7年12月 日
電気伝導率(EC)	39.5 ms/m	. ms/m	. ms/m	. ms/m	. ms/m	. ms/m
塩化物イオン(Cl)	44.0mg/L	.0mg/L	.0mg/L	.0mg/L	.0mg/L	.0mg/L
	7回目	8回目	9回目	10回目	11回目	12回目
採水日(下流)	令和7年7月24日	令和7年8月 日	令和7年9月 日	令和7年10月 日	令和7年11月 日	令和7年12月 日
電気伝導率(EC)	39.6ms/m	. ms/m	. ms/m	. ms/m	. ms/m	積雪の為に中止
塩化物イオン(Cl)	46.0mg/L	.0mg/L	.0mg/L	.0mg/L	.0mg/L	積雪の為に中止

単位:電気伝導率は μ s/m²、塩化物イオンはmg/で記載すること

令和 7年 3 排水基準等項目(1)

	1回目		1回目	
採水日	令和 7年 6月25日	採水日	令和 7年 6月25日	
アルキル水銀	0.0005mg/L未満	チウラム	0.0006mg/L未満	
総水銀	0.0005mg/L未満	シマジン	0.0003mg/L未満	
カドミウム及びその化合物	0.003mg/L未満	チオベンカルブ	0.002mg/L未満	
鉛及びその化合物	0.001mg/L未満	ベンゼン	0.001mg/L未満	
有機リン化合物	0.1mg/L未満	セレン及びその化合物	0.001mg/L未満	
六価クロム化合物	0.01mg/L未満	ほう素及びその化合物	0.3mg/L	
砒素及びその化合物	0.002mg/L	ふっ素及びその化合物	0.15mg/L	
シアン化合物	0.1mg/L未満	アンモニア、亜硝酸、硝酸	1.5mg/L	
ポリ塩化ビフェニル	0.0005mg/L未満	鉱油類	1mg/L未満	
トリクロロエチレン	0.001mg/L未満	動植物油類	1mg/L未満	
テトラクロロエチレン	0.001mg/L未満	フェノール類含有量	0.1mg/L未満	
ジクロロメタン	0.002mg/L未満	銅含有量	0.01mg/L未満	
四塩化炭素	0.0002mg/L未満	亜鉛含有量	0.01mg/L	
1,2-ジクロロエタン	0.0004mg/L未満	溶解性鉄含有量	0.05mg/L未満	
1,1-ジクロロエチレン	0.002mg/L未満	溶解性マンガン含有量	0.01mg/L未満	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.004mg/L未満	クロム含有量	0.05mg/L未満	
1,1,1-トリクロロエタン	0.01mg/L未満	大腸菌群数	0個/m ³	
1,1,2-トリクロロエタン	0.0006mg/L未満	燐含有量	0.06mg/L未満	
1,3-ジクロロプロペン	0.0002mg/L未満	ダイオキシン類濃度	0.00044pg-TEQ/L	

単位:mg/で記載すること(ダイオキシン類はpg/、大腸菌群数は個/m³)

3 排水基準等項目(2)

	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目
採水日	令和7年1月24日	令和7年2月25日	令和7年3月 日	令和7年4月25日	令和7年5月26日	令和7年6月25日
水素イオン濃度PH	1月から3月まで冬期間水処理施設停止中の為に計測できませんでした。			8.2(18℃)	8.2(19℃)	8.2(19℃)
BOD	1月から4月まで冬期間水処理施設停止中の為に計測できませんでした。			0.9 mg/L	1.0 mg/L	0.5mg/L未満
COD	1月から5月まで冬期間水処理施設停止中の為に計測できませんでした。			9.4 mg/L	9.1 mg/L	8.7mg/L
浮遊物質質量(SS)	1月から6月まで冬期間水処理施設停止中の為に計測できませんでした。			1mg/L未満	1mg/L未満	1mg/L未満
全窒素(T-N)	1月から7月まで冬期間水処理施設停止中の為に計測できませんでした。			2.5 mg/L	2.4 mg/L	. mg/L
	7回目	8回目	9回目	10回目	11回目	12回目
採水日	令和7年7月24日	令和7年8月 日	令和7年9月 日	令和7年10月 日	令和7年11月 日	令和6年12月 日
水素イオン濃度PH	8.2(28℃)	. (℃)	. (℃)	. (℃)	. (℃)	冬期間停止中
BOD	0.5mg/L未満	. mg/L	. mg/L	. mg/L	. mg/L	冬期間停止中
COD	9.3mg/L	. mg/L	. mg/L	. mg/L	. mg/L	冬期間停止中
浮遊物質質量(SS)	1mg/L未満	. mg/L	. mg/L	mg/L	mg/L	冬期間停止中
全窒素(T-N)	2.7mg/L	. mg/L	. mg/L	. mg/L	. mg/L	冬期間停止中

BOD:生物化学的酸素要求量、COD:科学的酸素要求量。単位水素イオン濃度以外はmg/で記載すること

4 分析しなかった項目及び理由

地下水等の汚染が生ずるおそれがないなどで測定を省略した場合の理由。または、測定を行わない理由。

※ 測定項目3の排水基準等項目(2)につきましては、令和 7年1月から3月までの期間と
令和 7年12月の期間は水処理施設停止中の為に測定できません。

複数の最終処分場をお持ちの場合や測定回数が多く欄が不足する場合は、用紙をコピーして使用して下さい。

株式会社 サンケー興業 殿

地下水・処理水 水質分析

報 告 書

株式会社 環境リサーチ

計 量 証 明 書

整理番号 KW-25 0811 - 1

報告書作成年月日

2025 年 7 月 11 日

計量証明事業所
北海道知事登録第610号

株 式 会 社 サ ン ケ ー 興 業 殿

株 式 会 社 環 境 リ サ ー チ

〒062-0922 札幌市豊平区中の島2条9丁目1番1号

TEL (011) 837-8780 (代)

環 境 計 量 士 川 村 尚

計量士登録番号 第2145号

2025 年 6 月 25 日 付 採取 の 試料 について下記の通り証明します。

試 料 名 : 北 広 島 最 終 処 分 場 地 下 水

採 取 地 点	上 流					
採 取 日 時	2025年6月25日		9:20	天 候	晴れ	気 温 25.0 ℃ 水 温 10.6 ℃
外 観	濁り無し		臭 気 の 有 無	無し		
採 水 者	田 巻 利 一		(所 属)	株 式 会 社 環 境 リ サ ー チ		
No.	分 析 項 目	単 位	基 準 値	分 析 結 果	分 析 方 法	定量下限値
1	塩化物イオン	mg/L	—	38	下水試験法(2012)第2編第1章第31節, 1 (1)	1
2	※ 電気伝導率 (EC)	mS/m	—	37.7	JIS K 0102-1-13.1	—
3	カドミウム	mg/L	0.003	0.0003未満	JIS K 0102-3-14.4	0.0003
4	全シアン	mg/L	検出されないこと	0.1未満	JIS K 0102-2-9.3.2 及び 9.5	0.1
5	鉛	mg/L	0.01	0.001未満	JIS K 0102-3-13.4	0.001
6	六価クロム	mg/L	0.05	0.01未満	JIS K 0102-3-24.3.1	0.01
7	砒素	mg/L	0.01	0.001未満	JIS K 0102-3-20.3	0.001
8	総水銀	mg/L	0.0005	0.0005未満	昭和46年環境庁告示第59号付表2	0.0005
9	アルキル水銀化合物	mg/L	検出されないこと	0.0005未満	昭和46年環境庁告示第59号付表3	0.0005
10	ポリ塩化ビフェニル	mg/L	検出されないこと	0.0005未満	昭和46年環境庁告示第59号付表4	0.0005
11	トリクロロエチレン	mg/L	0.01	0.001未満	JIS K 0125 5.1	0.001
12	テトラクロロエチレン	mg/L	0.01	0.001未満	JIS K 0125 5.1	0.001
13	ジクロロメタン	mg/L	0.02	0.002未満	JIS K 0125 5.1	0.002
14	四塩化炭素	mg/L	0.002	0.0002未満	JIS K 0125 5.1	0.0002
15	1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004	0.0004未満	JIS K 0125 5.1	0.0004
16	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.1	0.002未満	JIS K 0125 5.1	0.002
17	1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04	0.004未満	JIS K 0125 5.1	0.004
18	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	1	0.01未満	JIS K 0125 5.1	0.01
19	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006	0.0006未満	JIS K 0125 5.1	0.0006
20	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002	0.0002未満	JIS K 0125 5.1	0.0002
21	チウラム	mg/L	0.006	0.0006未満	昭和46年環境庁告示第59号付表5	0.0006
22	シマジン	mg/L	0.003	0.0003未満	昭和46年環境庁告示第59号付表6 第1	0.0003
23	チオベンカルブ	mg/L	0.02	0.002未満	昭和46年環境庁告示第59号付表6 第1	0.002
24	ベンゼン	mg/L	0.01	0.001未満	JIS K 0125 5.1	0.001
25	セレン	mg/L	0.01	0.001未満	JIS K 0102-3-26.2	0.001
26	1,4-ジオキサン	mg/L	0.05	0.005未満	昭和46年環境庁告示第59号付表7 第2	0.005
27	クロロエチレン	mg/L	0.002	0.0002未満	平成9年環境庁告示第10号付表 (第1)	0.0002

以下余白

その他

基準値は、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準

※ 電気伝導率は計量法第107条の対象外項目

計 量 証 明 書

整理番号 KW-25 0812 - 1

報告書作成年月日

2025 年 7 月 11 日

計量証明事業所
北海道知事登録第610号

株 式 会 社 サ ン ケ ー 興 業 殿

株 式 会 社 環 境 リ サ ー チ
〒062-0922 札幌市豊平区中の島2条9丁目1番1号
TEL (011) 837-8780 (代)

環 境 計 量 士 川 村 尚

計量士登録番号 第2145号

2025 年 6 月 25 日 付 採取 の 試料について下記の通り証明します。

試 料 名 : 北 広 島 最 終 処 分 場 地 下 水

採取地点	下 流								
採取日時	2025年6月25日		8:30	天 候	晴れ	気 温	25.0 ℃	水 温	11.0 ℃
外 観	若干濁り有り		臭 気 の 有 無	無し					
採 水 者	田 巻 利 一		(所 属) 株 式 会 社 環 境 リ サ ー チ						
No.	分 析 項 目	単 位	基 準 値	分 析 結 果		分 析 方 法		定量下限値	
1	塩化物イオン	mg/L	—	22		下水試験法(2012)第2編第1章第31節, 1 (1)		1	
2	※ 電気伝導率 (EC)	mS/m	—	35.2		JIS K 0102-1-13.1		—	
3	カドミウム	mg/L	0.003	0.0003未満		JIS K 0102-3-14.4		0.0003	
4	全シアン	mg/L	検出されないこと	0.1未満		JIS K 0102-2-9.3.2 及び 9.5		0.1	
5	鉛	mg/L	0.01	0.001未満		JIS K 0102-3-13.4		0.001	
6	六価クロム	mg/L	0.05	0.01未満		JIS K 0102-3-24.3.1		0.01	
7	砒素	mg/L	0.01	0.001未満		JIS K 0102-3-20.3		0.001	
8	総水銀	mg/L	0.0005	0.0005未満		昭和46年環境庁告示第59号付表2		0.0005	
9	アルキル水銀化合物	mg/L	検出されないこと	0.0005未満		昭和46年環境庁告示第59号付表3		0.0005	
10	ポリ塩化ビフェニル	mg/L	検出されないこと	0.0005未満		昭和46年環境庁告示第59号付表4		0.0005	
11	トリクロロエチレン	mg/L	0.01	0.001未満		JIS K 0125 5.1		0.001	
12	テトラクロロエチレン	mg/L	0.01	0.001未満		JIS K 0125 5.1		0.001	
13	ジクロロメタン	mg/L	0.02	0.002未満		JIS K 0125 5.1		0.002	
14	四塩化炭素	mg/L	0.002	0.0002未満		JIS K 0125 5.1		0.0002	
15	1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004	0.0004未満		JIS K 0125 5.1		0.0004	
16	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.1	0.002未満		JIS K 0125 5.1		0.002	
17	1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04	0.004未満		JIS K 0125 5.1		0.004	
18	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	1	0.01未満		JIS K 0125 5.1		0.01	
19	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006	0.0006未満		JIS K 0125 5.1		0.0006	
20	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002	0.0002未満		JIS K 0125 5.1		0.0002	
21	チウラム	mg/L	0.006	0.0006未満		昭和46年環境庁告示第59号付表5		0.0006	
22	シマジン	mg/L	0.003	0.0003未満		昭和46年環境庁告示第59号付表6 第1		0.0003	
23	チオベンカルブ	mg/L	0.02	0.002未満		昭和46年環境庁告示第59号付表6 第1		0.002	
24	ベンゼン	mg/L	0.01	0.001未満		JIS K 0125 5.1		0.001	
25	セレン	mg/L	0.01	0.001未満		JIS K 0102-3-26.2		0.001	
26	1,4-ジオキサン	mg/L	0.05	0.005未満		昭和46年環境庁告示第59号付表7 第2		0.005	
27	クロロエチレン	mg/L	0.002	0.0002未満		平成9年環境庁告示第10号付表 (第1)		0.0002	

以下余白

その他

基準値は、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準

※ 電気伝導率は計量法第107条の対象外項目

計 量 証 明 書

整理番号 KW-25 0813 - 1

報告書作成年月日

2025 年 7 月 11 日

計量証明事業所
北海道知事登録第610号

株 式 会 社 サ ン ケ ー 興 業 殿

株 式 会 社 環 境

〒062-0922 札幌市豊平区中の島2条9丁目1番1号

TEL (011) 837-8780 (代)

環 境 計 量 士 川 村 尚

計量士登録番号 第2145号

2025 年 6 月 25 日 付 採取の試料について下記の通り証明します。

試 料 名 : 北 広 島 最 終 処 分 場 処 理 水

採 取 地 点		排 水 口								
採 取 日 時		2025年6月25日		9:00	天 候	晴れ	気 温	25.0 ℃	水 温	13.1 ℃
外 観		濁り無し		臭 気 の 有 無	無し					
採 水 者		田 巻 利 一		(所 属) 株 式 会 社 環 境 リ サ ー チ						
No.	分 析 項 目	単 位	基 準 値	分 析 結 果		分 析 方 法		定量下限値		
1	水素イオン濃度(水素指数) pH	—	5.8～8.6	8.2 (19 ℃)		JIS K 0102-1-12.1		—		
2	浮遊物質量 (SS)	mg/L	60	1未満		昭和46年環境庁告示第59号付表8		1		
3	生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/L	60	0.5未満		JIS K 0102-1-18 及び 21.4		0.5		
4	化学的酸素要求量 (COD-Mn)	mg/L	90	8.7		JIS K 0102-1-17.2		0.5		
5	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (総油類)	mg/L	5	1未満		JIS K 0102-1-22.3 及び 附属書D.2		1		
6	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類)	mg/L	30	1未満		JIS K 0102-1-22.3 及び 附属書D.3		1		
7	フェノール類含有量	mg/L	5	0.1未満		JIS K 0102-4-5.2.2.2 及び 5.2.3		0.1		
8	銅含有量	mg/L	3	0.01未満		JIS K 0102-3-11.5		0.01		
9	亜鉛含有量	mg/L	2	0.01		JIS K 0102-3-12.4		0.01		
10	溶解性鉄含有量	mg/L	10	0.05未満		JIS K 0102-3-16.5		0.05		
11	溶解性マンガン含有量	mg/L	10	0.01未満		JIS K 0102-3-15.4		0.01		
12	クロム含有量	mg/L	2	0.05未満		JIS K 0102-3-24.2.4		0.05		
13	※ 大腸菌数	CFU/ml	800	0		下水の水質の検定方法に関する省令		—		
14	窒素含有量	mg/L	120 (60)	2.6		JIS K 0102-2-17.3		0.1		
15	燐含有量	mg/L	16 (8)	0.06未満		JIS K 0102-2-18.4.1 及び 18.4.4		0.06		
16	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.03	0.003未満		JIS K 0102-3-14.4		0.003		
17	シアン化合物	mg/L	1	0.1未満		JIS K 0102-2-9.3.2 及び 9.5		0.1		
18	有機リン化合物	mg/L	1	0.1未満		JIS K 0102-4-7.2.1 及び 7.2.3		0.1		
19	鉛及びその化合物	mg/L	0.1	0.001未満		JIS K 0102-3-13.4		0.001		
20	六価クロム化合物	mg/L	0.5	0.01未満		JIS K 0102-3-24.3.1		0.01		
21	砒素及びその化合物	mg/L	0.1	0.002		JIS K 0102-3-20.3		0.001		
22	水銀及び有機水銀その他の水銀化合物	mg/L	0.005	0.0005未満		昭和46年環境庁告示第59号付表2		0.0005		
23	アルキル水銀化合物	mg/L	検出されないこと	0.0005未満		昭和46年環境庁告示第59号付表3		0.0005		
24	ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.003	0.0005未満		昭和46年環境庁告示第59号付表4		0.0005		
25	トリクロロエチレン	mg/L	0.1	0.001未満		JIS K 0125 5.1		0.001		
26	テトラクロロエチレン	mg/L	0.1	0.001未満		JIS K 0125 5.1		0.001		
27	ジクロロメタン	mg/L	0.2	0.002未満		JIS K 0125 5.1		0.002		
28	四塩化炭素	mg/L	0.02	0.0002未満		JIS K 0125 5.1		0.0002		
29	1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.04	0.0004未満		JIS K 0125 5.1		0.0004		
30	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	1	0.002未満		JIS K 0125 5.1		0.002		
31	1,1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4	0.004未満		JIS K 0125 5.1		0.004		
32	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	3	0.01未満		JIS K 0125 5.1		0.01		
33	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.06	0.0006未満		JIS K 0125 5.1		0.0006		
34	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.02	0.0002未満		JIS K 0125 5.1		0.0002		
35	チウラム	mg/L	0.06	0.0006未満		昭和46年環境庁告示第59号付表5		0.0006		
36	シマジン	mg/L	0.03	0.0003未満		昭和46年環境庁告示第59号付表6 第1		0.0003		
37	チオベンカルブ	mg/L	0.2	0.002未満		昭和46年環境庁告示第59号付表6 第1		0.002		
38	ベンゼン	mg/L	0.1	0.001未満		JIS K 0125 5.1		0.001		
39	セレン及びその化合物	mg/L	0.1	0.001未満		JIS K 0102-3-26.2		0.001		
40	1,4-ジオキサン	mg/L	0.5	0.005未満		昭和46年環境庁告示第59号付表7 第2		0.005		
41	ほう素及びその化合物	mg/L	50	0.3		JIS K 0102-3-5.5		0.1		
42	ふっ素及びその化合物	mg/L	15	0.15		JIS K 0102-2-5.2.2 及び 5.3		0.08		
43	アンモニア・アンモニウム化合物・亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	200	1.5		JIS K 0102-2-13.2.3, 13.4, 14.2 及び 15.6		0.5		
	以下余白									

その他

基準値は、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準

() 内は日間平均値

※ 大腸菌数は計量法第107条の対象外項目

株式会社 サンケー興業 殿

処理水 ダイオキシン類分析

報 告 書

株式会社 環境リサーチ

株式会社 サンケー興業 殿

株式会社 サンケー興業
北広島最終処分場

水質分析・ダイオキシン類分析

報 告 書

令和7年6月

株式会社 環境リサーチ



計量証明書

No. 25DMS00168-001 1/2
発行日 2025年7月30日

株式会社サンケー興業

御中

特定計量証明認定番号 N-0131-0
特定濃度の登録番号 神奈川県 第2号
JFEテクノロジー株式会社
〒100-0004 東京都千代田区大手町二丁目6番1号
JFEテクノロジー株式会社 分析・解析技術Division
〒210-0855 川崎市 中川区南渡田町1番1号
TEL 044(322)6612
計量管理者 星野 健二

貴ご依頼による計量結果を下記の通り証明いたします。
ただし、本件は持ち込まれた試料について計量証明を行ったものです。



件名 株式会社サンケー興業 北広島最終処分場水質ダイオキシン類測定
試料採取場所 株式会社サンケー興業 北広島最終処分場 排水処理施設
試料の種類 排水水
計量を実施した期間 試料搬入日: 2025年6月27日 ,分析終了日: 2025年7月29日
試料採取者 株式会社環境リサーチ (田巻 利一)
分析者 弊社 (後藤 聡史)
計量結果および計量方法

計量の対象		単位	計量の結果
			処理水
ダイオキシン類濃度	実測濃度	pg/L	17
	毒性当量	pg-TEQ/L	0.00044
	-	-	-

(計量の方法)
・JIS K 0312(2020) 工業用水・工場排水中のダイオキシン類の測定方法

(備考)
・「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則」
(平成11年12月27日総理府令第67号・令和3年3月25日環境省令第3号改正)
・高分解能ガスクロマトグラフ質量分析装置による分析法
・ダイオキシン類はテトラからオクタクロロジベンゾ-p-ジオキシン、テトラからオクタクロロジベンゾフラン及びDL-PCBsを表す。
・毒性への換算係数はダイオキシン類対策特別措置法施行規則第三条別表第三掲げる係数を適用した。
・毒性当量の算出は定量下限未満のものは0(ゼロ)として各化合物の毒性当量を算出した。
・試料名及び採取日は、ご依頼者からの情報提供による。

・本件は株式会社環境リサーチからの受入試料について分析を行ったものです。

計量証明の事業の工程の一部を外部の者に行わせた場合にあっては、当該工程の内容、当該工程を実施した事業者の氏名又は名称及び事業所の所在地

計量証明に係らない事項
毒性当量は計量法107条における計量証明対象外の項目であります



(様式 08X18-02)('2504)

分析結果

No. 25DMS00168-001 2/2

株式会社サンケー興業 北広島最終処分場

採取日: 2025年6月25日

	試料名	処理水				
	試料量	3.12 L				
	試料の種類: 排水水	実測濃度	試料における 定量下限	試料における 検出下限	毒性等 価係数	毒性当量(TEQ)
	単位	pg/L	pg/L	pg/L	TEF	pg-TEQ/L
PCDDs	2,3,7,8-TeCDD	N.D.	0.7	0.2	×1	0
	1,2,3,7,8-PeCDD	N.D.	0.8	0.2	×1	0
	1,2,3,4,7,8-HxCDD	N.D.	1.4	0.4	×0.1	0
	1,2,3,6,7,8-HxCDD	N.D.	1.4	0.4	×0.1	0
	1,2,3,7,8,9-HxCDD	N.D.	1.4	0.4	×0.1	0
	1,2,3,4,6,7,8-HpCDD	N.D.	1.7	0.5	×0.01	0
	1,2,3,4,6,7,8,9-OCDD	(0.8)	1.5	0.5	×0.0003	0
PCDFs	2,3,7,8-TeCDF	N.D.	0.7	0.2	×0.1	0
	1,2,3,7,8-PeCDF	N.D.	0.8	0.2	×0.03	0
	2,3,4,7,8-PeCDF	N.D.	0.8	0.2	×0.3	0
	1,2,3,4,7,8-HxCDF	N.D.	1.0	0.3	×0.1	0
	1,2,3,6,7,8-HxCDF	N.D.	1.0	0.3	×0.1	0
	1,2,3,7,8,9-HxCDF	N.D.	1.0	0.3	×0.1	0
	2,3,4,6,7,8-HxCDF	N.D.	1.0	0.3	×0.1	0
	1,2,3,4,6,7,8-HpCDF	N.D.	1.2	0.4	×0.01	0
	1,2,3,4,7,8,9-HpCDF	N.D.	1.2	0.4	×0.01	0
PCDDs	2,3,7,8-TeCDDs	(0.4)	0.7	0.2	—	—
	1,2,3,7,8-PeCDDs	N.D.	0.8	0.2	—	—
	1,2,3,4,7,8-HxCDDs	N.D.	1.4	0.4	—	—
	1,2,3,6,7,8-HxCDDs	N.D.	1.4	0.4	—	—
	1,2,3,7,8,9-HxCDDs	N.D.	1.4	0.4	—	—
	1,2,3,4,6,7,8-HpCDDs	(0.8)	1.5	0.5	—	—
PCDFs	2,3,7,8-TeCDFs	(1.2)	—	—	—	0
	1,2,3,7,8-PeCDFs	N.D.	0.7	0.2	—	—
	1,2,3,4,7,8-HxCDFs	N.D.	0.8	0.2	—	—
	1,2,3,6,7,8-HxCDFs	N.D.	1.0	0.3	—	—
	1,2,3,7,8,9-HxCDFs	N.D.	1.2	0.4	—	—
	1,2,3,4,6,7,8-HpCDFs	N.D.	1.6	0.5	—	—
Total (PCDDs+PCDFs)		(1.2)	—	—	—	0
DL-PCBs	3,4,4',5'-TeCB (# 81)	N.D.	0.7	0.2	×0.0003	0
	3,3',4,4'-TeCB (# 77)	(0.7)	1.0	0.3	×0.0001	0
	3,3',4,4',5'-PeCB (#126)	N.D.	1.1	0.3	×0.1	0
	3,3',4,4',5,5'-HxCB (#169)	N.D.	1.2	0.4	×0.03	0
	Total ノンオルト体	(0.7)	—	—	—	0
	2',3,4,4',5'-PeCB (#123)	N.D.	1.2	0.4	×0.00003	0
	2,3',4,4',5'-PeCB (#118)	10	1.2	0.4	×0.00003	0.00030
	2,3,3',4,4'-PeCB (#105)	4.5	1.1	0.3	×0.00003	0.000135
	2,3,4,4',5'-PeCB (#114)	N.D.	1.1	0.3	×0.00003	0
	2,3',4,4',5,5'-HxCB (#167)	N.D.	1.3	0.4	×0.00003	0
	2,3,3',4,4',5'-HxCB (#156)	(0.5)	1.4	0.4	×0.00003	0
	2,3,3',4,4',5'-HxCB (#157)	N.D.	1.2	0.4	×0.00003	0
	2,3,3',4,4',5,5'-HpCB (#189)	N.D.	1.3	0.4	×0.00003	0
	Total モノオルト体	15	—	—	—	0.000435
Total DL-PCBs		16	—	—	—	0.00044
Total (PCDDs+PCDFs+DL-PCBs)		17	—	—	—	0.00044

[注1] 実測濃度が検出下限未満の場合は“N.D.”と表示

実測濃度が定量下限未満で検出下限以上の場合は()付の表示で示す。

[注2] 毒性当量(TEQ)は定量下限以上の濃度はそのままの値を用い定量下限値未満のものは0(ゼロ)として各化合物の毒性当量を算出した。(ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第3条)

(様式 08X09) (2023.02.28)

※ 電気伝導率は計量法第107条の対象外項目

※ 電気伝導率は計量法第107条の対象外項目

()内は日間平均値

2025 年 7 月

お客様各位

株式会社 環境リサーチ
代表取締役 森本英嗣

JIS 改正に伴う計量方法名(JIS から引用する番号)の変更について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。日頃より弊社をご利用いただき厚く御礼申し上げます。
多くの省令及び告示等で分析方法として引用されている日本産業規格 JIS K 0102 (工場排水試験方法) は、
JIS K 0101 (工業用水試験方法) と統合され、 JIS K 0102 (-1,-2,-3,-4,-5) 工業用水・工場排水試験方法として分
冊化が行われました。この分冊化を受け、下記の省令及び告示で規格番号及び引用番号が変更されました。
これに伴い弊社が発行する計量証明書は、新しい計量方法名 (JIS から引用する番号) へ変更させていただきます。

敬具

記

【変更日】 2025 年 4 月 1 日以降に発行する計量証明書より

【対象となる省令及び告示】 基準値の改正を伴うものではありません。

- 下水の水質の検定方法等に関する省令(昭和 37 年厚生省・建設省令第 1 号)
- 水質汚濁に係る環境基準について(昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号)
- 排水基準を定める省令の規定に基づき環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和 49 年 9 月環境庁告示第 64 号)
- 土壌の汚染に係る環境基準について(平成 3 年 8 月環境庁告示第 46 号)
- 地下水に含まれる試料採取等対象物質の量の測定方法を定める件(平成 15 年 3 月環境省告示第 17 号)
- 土壌溶出量調査に係る測定方法を定める件(平成 15 年 3 月環境省告示第 18 号)
- 土壌含有量調査に係る測定方法を定める件(平成 15 年 3 月環境省告示第 19 号)
- 地下水の水質汚濁に係る環境基準について(平成 9 年 3 月環境庁告示第 10 号)
- 水質汚濁防止法施行規則第 6 条の 2 の規定に基づき環境大臣が定める検定方法(平成元年 8 月環境庁告示第 39 号)
- 水質汚濁防止法施行規則第 9 条の 4 の規定に基づき環境大臣が定める測定方法(平成 8 年 9 月環境庁告示第 55 号)
- 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法施行規則
第五条第二項の規定に基づく環境大臣が定める検定方法(平成 7 年 6 月 16 日環境庁告示 30 号)
- 特定悪臭物質の測定の方法(昭和 47 年 5 月 30 日環境庁告示 9 号)
- 臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法(平成 7 年 9 月 13 日 環境庁告示 63 号)

ご不明な点等ございましたら、下記までお問い合わせください。

環境計量部 電話 011-837-8780 FAX 011-837-8700